

# 同行援護従業者養成研修カリキュラムの 改正について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

# 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

## 目 的

### 1. 研修カリキュラム改正

- 障害福祉サービスの「同行援護」の従業者の要件の一つとして、「同行援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した者の証明書の交付を受けた者」がある。
- この同行援護従業者養成研修のカリキュラムについて、
  - ・ 同行援護従業者の質的向上を図るため、カリキュラム内容を充実する。
  - ・ 「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者について、カリキュラムの受講の一部を免除する。

ことを目的に、令和3年度厚生労働行政推進調査事業において、新カリキュラム作成に関する調査研究が実施された。

- この調査研究において示された新カリキュラム案により同行援護従業者養成研修が実施されるよう、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）の改正を行うものである。（カリキュラム改正については次ページ）

### 2. 従業者要件の経過措置

- 現在、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者については、令和6年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修の修了者とみなす経過措置を置いているが、上記の同行援護従業者養成研修の新カリキュラムへの移行も踏まえ、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する（ただし、現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。）。

# 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

## カリキュラム改正（案）

### 現行

#### 一般課程

区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
	障害・疾病の理解①	2
	障害者（児）の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
	合計	20
演習	基本技能	4
	応用技能	4

#### 応用課程

区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者（児）の心理②	1
演習	場面別基本技能	3
	場面別応用技能	3
	交通機関の利用	4
合計	12	



### 改正（案）

#### 一般課程

区分	科目	基本時間数	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者		
			免除	免除後時間数	
講義	外出保障	1		1	
	視覚障害者の理解と疾病①	1		1	
	視覚障害者の理解と疾病②	0.5	○	0	
	視覚障害者（児）の心理	1		1	
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	0	
	同行援護の制度	1		1	
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	0	
	講義・演習	情報提供	2		2
		代筆・代読①	1		1
		代筆・代読②	0.5	○	0
演習	誘導の基本技術①	4		4	
	誘導の基本技術②	3	○	0	
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		4	
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	○	0	
	交通機関の利用	4		4	
合計	28		19		

#### 応用課程

区分	科目	時間数
講義	サービス提供責任者の業務	1
	様々な利用者への対応	1
	個別支援計画と他機関との連携	1
	業務上のリスクマネジメント	1
	従業者研修の実施	1
	同行援護の実務上の留意点	1
合計	6	

# 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

## 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の研修修了者の免除部分（案）

全国において、必要かつ適切な同行援護従業者養成研修が実施できるよう、免除部分の内容について、都道府県に通知等で示す予定。

区分	科目	実施内容 ※赤字が免除する部分	基本 時間数	免除 時間	免除部分の内容
講義	視覚障害の理解と疾病	(1) 視覚障害の理解（視覚障害による不便さ、必要な情報） (2) 視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）	1.5時間	0.5時間	実施内容のうち、「(2) 視覚障害と疾病の理解」 ・視覚障害者を引き起こす主な疾病等について（緑内障、網膜色素変性症、黄斑変性症、糖尿病性網膜症、視神経萎縮、網膜剥離、白内障、パッチェット病等）
講義	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	(1) 障害者福祉の動向 (2) 障害者福祉に関連する法律 (3) 障害者総合支援法 (4) 視覚障害に関する施設等 (5) 障害者を対象としたその他の制度	1.5時間	1.5時間	実施内容の全部
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	(1) 同行援護従業者の業務内容 (2) 同行援護従業者の職業倫理 (3) 同行援護の実際（様々な利用者への対応等）	2.5時間	2.5時間	実施内容の全部
講義・演習	代筆・代読	(1) 代読（業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点） (2) 代筆（業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの） (3) 代読・代筆の具体的な方法 (4) 演習（代読1題・代筆1題）	1.5時間	0.5時間	実施内容のうち、「(3) 代読・代筆の具体的な内容」 ・代読・代筆をのびのびとするためのプライバシー保護や、代読、代筆を行う環境など
演習	誘導の基本技術	(1) 基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換） (2) 狭いところの通過、ドアの通過 (3) 椅子への誘導・階段（スロープ、溝などをまたぐ、段差）	7時間	3時間	実施内容のうち、「(1) 基本姿勢・歩く」、「(2) 狭いところの通過、ドアの通過」 ・基本姿勢・歩く・狭いところの通過
演習	誘導の応用技術（場面別・街歩き）	(1) 共通（トイレ、食事） (2) 街歩き（歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段） (3) 場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭）	5時間	1時間	実施内容のうち、「(3) 場面別」 ・場面別支援技術における（病院・買い物・役所・金融機関・会議研修・コンサート・映画・カラオケ・スポーツ観戦・冠婚葬祭）

# 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

## スケジュール案

### 1. 新カリキュラムによる研修

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体スケジュール	旧カリキュラムによる研修		新カリキュラムによる研修	
国 (告示改正など)	R 5. 6月 ・ 障害者部会	R 5. 10月頃 ・ 告示改正	【R 7. 4月から】	
都道府県 (事業者指定など)	研修実施手続き (実施要領改正、事業者指定など)			
研修事業者 (研修実施など)		都道府県へ の手続き	研修の実施	

### 2. 経過措置（みなし規定）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業による研修の修了者は、同行援護従業者養成研修の修了者とみなす	現行の経過措置 【R 6. 3月末まで】	経過措置の延長 ※		【R 9. 3月末まで】
		※経過措置の延長は、現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。		

## 告示適用日（案）

- 新カリキュラムによる研修・・・令和7年4月1日より実施
- 従業者要件の経過措置・・・・・・・・令和9年3月31日まで（現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。）

## (参考) 関係告示

○指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)(抜粋)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五条第一項の規定に基づき指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第七条において準用する同令第五条第一項の規定に基づき重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき行動援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第四十八条第二項において準用する同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当重度訪問介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき基準該当同行援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき基準該当行動援護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(略)

六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(令和三年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていたものにあつては、令和六年三月三十一日までの間は、本号に規定する者に該当するものとみなす。)

(参考) 「同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究(令和3年度厚生労働行政推進調査事業)」  
による新カリキュラム案

○ 一般課程の科目(案) 合計基本時間数28時間(免除時間合計9時間)

区分	科目	実施内容	基本時間数	免除時間
講義	外出保障	○ 外出保障とは ○ 外出保障の歴史 ○ 外出保障の現状	1時間	0時間
講義	視覚障害の理解と疾病	○ 視覚障害の理解(視覚障害による不便さ、必要な情報) ○ 視覚障害と疾病の理解(様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント)	1.5時間	0.5時間
講義	視覚障害者(児)の心理	○ 全盲の心理 ○ ロービジョンの心理 ○ 視機能低下の心理 ○ 障害発生時期の心理 ○ 外出時の心理	1時間	0時間
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	○ 障害者福祉の動向 ○ 障害者福祉に関連する法律 ○ 障害者総合支援法 ○ 視覚障害に関する施設等 ○ 障害者を対象としたその他の制度	1.5時間	1.5時間
講義	同行援護の制度	○ 同行援護以前の外出支援制度の歴史 ○ 同行援護制度の概要 ○ 他の外出支援制度との関係 ○ 同行援護制度の課題	1時間	0時間
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	○ 同行援護従業者の業務内容 ○ 同行援護従業者の職業倫理 ○ 同行援護の実際(様々な利用者への対応等)	2.5時間	2.5時間
講義・演習	情報提供	○ 情報提供とは ○ 情報提供の内容 ○ 場面別情報提供の実際 ○ 情報提供時の配慮 ○ 演習(3題程度)	2時間	0時間
講義・演習	代筆・代読	○ 代読(業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点) ○ 代筆(業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの) ○ 代読・代筆の具体的な方法 ○ 演習(代読1題・代筆1題)	1.5時間	0.5時間
演習	誘導の基本技術	○ 基本姿勢・歩く(誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換) ○ 狭いところの通過、ドアの通過 ○ 椅子への誘導・階段(スロープ、溝などをまたぐ、段差)	7時間	3時間
演習	誘導の応用技術(場面別・街歩き)	○ 共通(トイレ、食事) ○ 街歩き(歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段) ○ 場面別(病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭)	5時間	1時間
演習	交通機関の利用	○ 電車の乗降 ○ バスの乗降 ○ 車の乗降 ○ 船・飛行機の乗降	4時間	0時間

(参考) 「同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究(令和3年度厚生労働行政推進調査事業)」  
による新カリキュラム案

○ 応用課程の科目(案) 合計6時間

区分	科目	実施内容	時間
講義	サービス提供責任者の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所の体制</li> <li>○ 事業所の役割</li> <li>○ サービス提供責任者の役割</li> <li>○ サービス提供責任者の業務</li> </ul>	1時間
講義	様々な利用者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢化、障害の重度化・重複化の現状</li> <li>○ 高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点</li> </ul>	1時間
講義	個別支援計画と他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別支援計画の策定</li> <li>○ 関係機関との連携</li> </ul>	1時間
講義	業務上のリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所のリスクマネジメント</li> <li>○ 同行援護従業者のリスクマネジメント</li> <li>○ 事故発生時の管理体制</li> </ul>	1時間
講義	従業者研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業者研修の目的</li> <li>○ 従業者研修の内容</li> <li>○ 従業者の質の向上のための工夫</li> </ul>	1時間
講義	同行援護の実務上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同行援護の制度上の留意点</li> <li>○ 同行援護の実務上の留意点</li> <li>○ 介護保険制度との関係</li> </ul>	1時間